

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日  
条例第54号）（総合企画局情報化推進室）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行により、行政機関の長等が、特定個人情報保護評価に係る評価書について、個人情報の保護に関する学識経験のある者等の意見を聴くこととされたことに伴い、京都市個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関が、個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要事項等について、京都市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができることとしました。

この条例は、平成27年3月27日から施行することとしました。

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第~~54~~号

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「市長」を「個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)